

名張市立薦原小学校いじめ防止基本方針

1 いじめに対する基本的な考え方

(いじめの定義)

「当該児童に対して一定の人間関係にある者が、心理的または物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む)」であり、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。

(いじめの防止等についての基本的な考え方)

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または心身に重大な危険を生じさせるおそれがある。本校では、すべての児童がいじめを行わず、また他の児童に対するいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響やその他いじめの問題に関する児童の理解を深めることを旨として、いじめ防止等のための対策を行う。

(学校及び教職員の責務)

いじめが行われず、すべての児童が安心して学校生活を過ごすことができるよう、保護者及び関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適正かつ迅速に対処する。

2 いじめ防止等の対策のための組織

① いじめ防止対策委員会(原則学期1回開催、必要に応じて随時開催)

<構成メンバー>

校長、教頭、生徒指導担当、教育相談担当、養護教諭、特別支援教育コーディネーター

*当該担任・担当者、スクールカウンセラー、地域代表(*印は、必要に応じ連携・協議する)

② 役割

いじめ防止等の取組や計画の作成・実行・検証・修正の中核となる。また、いじめの疑いに係る情報があった時には情報収集・支援体制や対応方針の決定等、組織的対応を実施するための中核となる。

③ 守秘義務

委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職務を退いた後も同様とする。

3 いじめ防止等の対策のための具体的な取組

① いじめの未然防止

- ・ 校内指導体制の確立
- ・ 人権意識と生命尊重の態度の育成
- ・ 自己有用感や自己肯定感、自己指導能力の育成
- ・ 家庭・地域、関係機関との連携強化

② 早期発見・早期対応

- ・ 定期的なアンケート調査や個人面談等の実施
- ・ 日常的な生活ノート(連絡帳等)、家庭訪問等の取組
- ・ 教職員の情報共有体制整備→管理職に要報告
- ・ 児童や保護者が相談しやすい教育相談体制の整備

③ いじめに対する措置

- ・ 担任一人が抱え込まない情報共有体制・組織対応体制(いじめ防止対策委員会)の確立
- ・ いじめられた児童、知らせた児童の安全確保

- ・ 教育的な配慮の下、加害児童への毅然とした態度での指導
- ・ 保護者との連携、教育委員会への報告や関係機関との連携

④ いじめ対応等に関する教職員の資質向上

いじめ防止のためには、教職員がいじめを絶対に許さない確固たる信念を持ち、いじめを鋭く見抜き、いじめを防止するための、また具体的な行動をとるための判断力や指導力を高めなければならない。そのため、教職員の資質向上に向けた適切な研修等を計画的に行う。

4 重大事態への対処

重大事態とは、

○いじめにより児童の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認める時：

児童が自殺を企図した場合、身体に重大な傷害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合等

○いじめにより、児童が相当期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認める時：

不登校の定義をふまえて、年間 30 日をめやすとし、一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手する。

○その他：児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあった時は重大事態が発生したものと報告・調査にあたる。

重大事態が発生した場合は、次の対処を行う。

- ① 重大事態が発生した旨を、名張市教育委員会に直ちに報告する。(学校長→市教委→市長)
- ② 教育委員会の支援・指導のもと、当該事案に対する組織を実動する。(「いじめ防止対策委員会」)
- ③ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施し、関係機関とも情報共有しながら迅速且つ適切に対処する。(名張市いじめ問題専門委員会による調査等)
- ④ 上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他必要な情報を適切に提供する。

5 保護者・地域・関係機関等との連携

<組織的ないじめ対応の流れ>

- ① **情報を集める** 教職員、児童、生徒、保護者、地域住民その他から、いじめ防止対策委員会に情報を集める。(いじめを発見した場合は、その場でその行為を止める。)
- ② **指導・支援体制を組む**
いじめ防止対策委員会を機能させる。
- ③—A **子どもへの指導・支援を行う**
 - いじめられた児童にとって信頼できる人と連携し、寄り添い支える体制をつくる。
 - いじめた児童には、いじめは人格を傷つける行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させるとともに、不満やストレスがあってもいじめに向かわない力を育む。
 - いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題として捉えさせるとともに、いじめを止めることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つように伝える。
- ③—B **保護者と連携する**
 - つながりのある教職員を中心に、即日、関係児童(加害、被害とも)の家庭訪問等を行い、事実関係を伝えるとともに、今後の学校との連携方法について話し合う。
- ③—C **関係機関と連携する**
 - 必要に応じ、警察・福祉等関係機関と連携する。

6 教育委員会との連携

名張市教育委員会とは、随時報告や相談、連携・協力体制をとり、支援・指導のもと対応する。